

道路承認工事申請に係る誓約書

1. 工事に関する費用は、全額申請人（施工者）にて負担します。
2. 工事着手前に警察署長の許可を受け、愛知県工事標準仕様書保安設備設置基準による標識を完備し、交通に支障のないようにします。
3. 工事中に既設工作物を破損した時は、早急に復旧し道路管理者の指示を仰ぎます。
4. 工事着手前に基準点および境界杭（鉋）等を確認しその管理者と協議します。
万一、亡失および破損した場合は道路管理者に連絡し指示を仰ぎます。
5. 工事の着手・竣工に当たっては、地域住民の了承を得て、道路管理者に届出にて報告します。
また、竣工については、道路管理者の審査を受けて指示に従います。
6. 排水に支障のないように留意して施工します。
7. 道路構造物は、工事完了とともに道路管理者に帰属します。
なお、排水管等の個人占有物件は道路管理者に帰属しないものとします。
8. 工事完了の日から2年間当該箇所に沈下、亀裂等の破損が生じた場合には、申請人（施工者）において早急に補修します。
9. 工事の施工により損害を与え、又は第三者と紛争を生じた時は、申請人（施工者）の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決します。
10. この誓約書にない事項については、道路管理者の指示に従い、道路関係法に準拠して施工します。

以上のとおり誓約いたします。

署名 _____ 年 月 日